

～「うちには関係無い」なんて思っていないませんか？～

消費税軽減税率と 法人税等の課税状況 に関する説明会



平成 31 年 10 月より、消費税軽減税率制度が導入され、飲食料品及び新聞は 8%に、それ以外の品目は 10%になります。飲食料品を取り扱う事業者は当然のことながら、それ以外の事業者においても、飲食料品の購入や新聞を定期購読している場合などは、日々の取引の中で異なる 2 つの税率を処理しなければなりません。

また、制度が変わればおのずと対応の誤りも増えがちです。自分では正しいと思っていた処理も、実際の税務調査の際に初めて誤りだったと認識するケースも多くあります。

今回の説明会では、これから始まる消費税軽減税率制度の内容とその対応について学ぶとともに、県内の法人税等の課税状況や、誤りやすいポイントなどを学ぶことで、適正な税務処理を行う知識を身に着けられるようにすることを目的としています。

- 日時** 平成 30 年 8 月 20 日(月)
午後 1 時 30 分～午後 3 時
- 場所** 原町商工会議所
2 階 大会議室
- 説明者** 相馬税務署
法人課税部門
- 主催** 相馬税務署
原町商工会議所
- 申込方法** 下記の参加申込書へ必要事項
を記載し、FAX にてお申込み
ください

- ### 説明内容
- 1. 消費税軽減税率について**
 - 軽減税率の対象品目はどうなる？
 - 日々の取引や経理への影響
 - 軽減税率対策補助金の活用
 - 「インボイス制度」とは？ …等
 - 2. 法人税等の課税状況について**
 - 福島県内の法人税等の課税状況
 - 申告時に誤りが多いポイント …等

参加申込書 (切取不要)

事業所名			
所在地			
電話番号		FAX 番号	
参加者名 <small>※複数名でのご参加も可能です</small>			

問合せ・申込み 原町商工会議所 TEL 22-1141 FAX 24-4182

※ご記入いただいた個人情報は厳重に取扱い、本説明会の運営・管理の他、原町商工会議所における経営支援等の事業のため使用いたします。
※説明会の様子を撮影し、原町商工会議所の広報誌や HP へ掲載する場合がありますので、予めご了承ください。